

議案第 7 1 号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成 2 3 年 9 月 1 3 日（火）午後 3 時 1 0 分頃、北本市立西小学校理科室において理科として「てこのはたらき」の実験をしていたところ、相手方が実験用の棒で前歯を 2 本破折したもの

3 損害賠償の額 1, 6 2 0, 8 0 4 円

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄